

# 広報制作物等

## 大会PR・歓迎装飾

JR



ポスター  
(大分駅・別府駅・中津駅・佐伯駅に掲出)



大分駅 大型ビジョン



大分駅 ストリートビジョン



大分駅 改札前



大分駅 改札内



大分駅 エスカレーター(全4か所)



大分駅 みどりの窓口前



別府駅 東口・西口



別府駅 改札前



別府駅 改札内



別府駅 油屋熊八像



# 広報制作物等

## 大会 PR・歓迎装飾

### 大分空港



シースルーエレベーター



エレベーターホール



正面フロント



手荷物受取所(全4か所)



手荷物受取所

### 県・市町村・県漁協



県庁舎  
(東部振興局・南部振興局・北部振興局でも掲出)



大分市  
(その他10市町村でも掲出)



大分県漁協本店  
(県水産会館)

### 府内戦紙 山車



第43回 大分七夕まつり  
「大分市職員互助会」

### 宝くじ



第2474回 西日本宝くじ

### オリジナルフレーム切手



「第43回 全国豊かな海づくり大会」  
デザイン



# 広報制作物等

## 大会記念品



- ① アイゴのトトジャーキー【佐伯地区水産振興協議会 協賛品】
- ② マリンフレーク(チリメン)【大分県漁業協同組合 協賛品】
- ③ うまみだけ【大分県椎茸振興協議会 協賛品】
- ④ 蜜衛門【株式会社菊家 協賛品】
- ⑤ 柚子胡椒【有限会社川津食品 協賛品】
- ⑥ 佐賀関くろめ味噌汁
- ⑦ 薬用入浴剤湯の花
- ⑧ シチトウイコースター
- ⑨ お土産袋【株式会社太田旗店 協賛品】

## パンフレット等



- ① 大会プログラム
- ② 表彰団体功績概要・作品集
- ③ アイゴのトトジャーキーチャラシ
- ④ みなと新聞
- ⑤ 水産経済新聞
- ⑥ おんせん県おおいたたびまっぷ
- ⑦ 別府たび
- ⑧ 会いに行こう、大分市
- ⑨ おおいたすけ
- ⑩ OITA TABLE
- ⑪ ぐるめっぷ
- ⑫ 文化を味わう美食旅



# 広報制作物等

## グッズ類



のぼり

横断幕

うちわ

ポケットティッシュ

テーブルクロス

(表) クリアファイル (裏)

ステッカー

ボールペン

ハンドタオル

フェイスタオル

クリアボトル

巾着袋

ランチトートバッグ

缶バッジ

## スタッフ用品



スタッフジャンパー(本番当日)

大会専用浴衣

スタッフジャンパー(本番当日)

大会広報隊「鳥」「めじろん」

# 協賛・協力団体等

## ご協賛をいただいた皆さま

 JF おおいた	 大分県木材協同組合連合会	 街へ暮らしへ 気持ちいっぱい 大分県信用組合	 本場九州の老舗 柚子こし製菓元 有限会社 川洋食品
 大分銀行	 創業慶應二年 太田旗店	 YANMAR	 健康な体ときれいな水を守る。 シャボン玉向け
 KAISO BANK	 NIPPON STEEL 日本製鉄株式会社	 佐伯地区 水産振興協議会	 OPAM 大分県立美術館 Oita Prefectural Art Museum
一般社団法人 大分県漁港漁場協会	株式会社菊家／大分魚市株式会社／協同エンジニアリング株式会社／大分マリンパレス水族館「うみたまご」／ライトンコスモ株式会社／海洋土木株式会社／海洋建設株式会社／日本漁船保険組合大分県支所／広和株式会社／株式会社豊和銀行／全国漁業信用基金協会大分支所／全国共済水産業協同組合連合会大分県事務所／全国合同漁業共済組合大分県事務所／大分信用金庫／大分みらい信用金庫／大分トヨベツ株式会社／大分県魚市場連合会／大分県漁船造船鉄工協議会／有限会社フラワーうさ		

## 記念弁当食材協賛

 JF おおいた	 姫島車えび養殖 株式会社	 JA おおいた 日田梨部会	
 吉里に学杯 学食	 おおいた和牛	 温泉パブリカ 愛彩ファーム九重 Ai-Sai Farm Kokonoe!	 大分県 椎茸振興協議会
全国農業協同組合連合会 大分県本部	 Olive Garden	 本場九州の老舗 柚子こし製菓元 有限会社 川洋食品	 大分県 カボス振興協議会

## 飾花プランターカバー協力校

大分県立日田林工高等学校に大会で使用する木製プランターカバーを作製していただきました。



## 作品展示等協力団体

大分県立美術館（OPAM）において、大会を機に実施した作品コンクール（絵画・習字）の入賞・入選作品を展示していただいたほか、海に関する芸術作品の特集展示「豊かな海と芸術家たち」を行っていただきました。



コンクール作品の展示



特集展示の一部  
吉田嘉三郎《海魚図》明治初期



## 豊かな海づくり大会推進委員会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、豊かな海づくり大会推進委員会と云う。

(事務所)

第2条 この委員会は、事務所を東京都中央区新川全漁連内におく。

### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この委員会は、全国豊かな海づくり大会を実施することにより、水産資源の保護、増殖の啓蒙、普及および漁場環境の保全を図り、豊かな海づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国豊かな海づくり大会の開催
- (2) 水産資源保護増殖に関する啓蒙普及事業
- (3) その他この委員会の目的達成に必要な事業

(中央表彰委員会等)

第5条

- (1) 全国豊かな海づくり大会の表彰行事を行うため中央表彰委員会および中央審査委員会をおく。
- (2) 中央表彰委員会および中央審査委員会の委員は別に定める。

### 第3章 会員

(会員)

第6条 この委員会の会員は正会員と賛助会員で構成する。

### 第4章 役員および幹事

(役員および幹事)

第7条 この委員会に会長、副会長、顧問、監事、幹事及び代表幹事をおく。

また、必要に応じ相談役を置くことができる。

- (1) 会長、副会長、顧問、相談役は、委員会で選任・委嘱する。
- (2) 監事は全漁連常勤監事をもってあてる。
- (3) 幹事は正会員団体に所属する役員(各団体1名)で、その団体が推薦した者とする。また、代表幹事は幹事会で選任する。
- (4) 相談役の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (5) 顧問のうち、全漁連前会長の任期は、全漁連会長退任後3年とする。

### 第5章 委員会および幹事会等

(委員会)

第8条

- (1) 委員会は会長が必要と認めるとき招集する。
- (2) 委員会は正会員団体の長またはこれに準ずる者で構成する。

(幹事会)

第9条 委員会の下に幹事会をおき、会長は必要あるとき、幹事を招集する。

(その他の委員会)

第10条 海づくり大会に係る開催のあり方等を検討・整理するため、豊かな海づくり大会あり方検討委員会をおくことができる。

### 第6章 事業年度

(事業年度)

第11条 この委員会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

付則

この規約は、令和3年1月12日から実施する。

## 全国豊かな海づくり大会運営要領

昭和56年 4月30日制定 昭和59年 3月26日改正  
 昭和60年 2月4日改正 平成8年 5月14日改正  
 平成20年 1月31日改正 平成29年 10月24日改正

全国豊かな海づくり大会(以下「大会」という。)の開催、運営に關しては、豊かな海づくり大会推進委員会(以下「本会」という。)の規

約に定めるほか、この要領の定めるところによる。

### 1. 開催の趣旨

大会は、水産資源維持培養と海その他の水面の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業に対する認識を深めるための幅広い国民的行事として行い、水産業の振興に資する。

### 2. 開催の主体

- (1) 大会は、本会と開催する都道府県(以下「開催県」という。)との共催とし、大会の会長は、本会最高顧問の衆議院議長とする。但し、衆議院の解散により、大会開催日に衆議院議長が不在の場合は、前衆議院議長を大会会長とすることができる。
- (2) 大会会長が大会出席不能の場合は、あらかじめ大会会長が指名する者を大会会長代理とする。但し、大会会長が大会会長代理を指名することができない場合は、豊かな海づくり大会推進委員会会長が指名する者を大会会長若しくは大会会長代理とする。

### 3. 開催の申し出

大会の開催を希望する都道府県知事は、書面をもって原則として開催2年前の9月末日までに申し出るものとする。

### 4. 開催県の決定

本会は、大会の開催県を開催2年前の11月末日までに決定するものとする。

### 5. 名称

大会の正式名称は、「第〇〇回全国豊かな海づくり大会」とする。

### 6. テーマ

開催県は、大会の開催に当たって、本会と協議のうえ、開催の場所、都道府県民の意向、都道府県政の方針等を考慮して、大会テーマを定めるものとする。

### 7. 防災対策

開催県は、大会開催に当たって、津波等の災害対策を講ずるとともに、防災関係当局に積極的に協力していくものとする。

### 8. その他

この要領に定めるものの他、大会の開催、運営等に関する必要な事項については、本会が定めるものとする。

## 豊かな海づくり大会推進委員会役員・幹事名簿

令和6年11月10日現在

役職	氏名	所属・役職名
最高顧問	額賀福志郎	前衆議院議長
会長	坂本 雅信	全国漁業協同組合連合会 代表理事会長 (公財)海と渚環境美化・油濁対策機構 理事長 (公社)全国豊かな海づくり推進協会 会長
顧問	枝元 真徹	(一社)大日本水産会 会長
	稲葉 延雄	日本放送協会 会長
副会長	岸 宏	全国漁業協同組合連合会 顧問
	高橋 正征	(公社)日本水産資源保護協会 会長
委員	黒萩 真悟	(一社)漁業情報サービスセンター 会長
	服部 郁弘	(一財)中央漁業操業安全協会 理事長
	渥美 雅也	(一財)東京水産振興会 会長
	廣野 淳	(一社)マリノフォーラム21 代表理事会長
	高吉 晋吾	(公社)全国漁港漁場協会 代表理事会長
代表幹事	谷 公一	全国内水面漁業協同組合連合会 代表理事会長
	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事
幹事	坂本 幸彦	(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構 専務理事
	熊谷 徹	(公社)全国豊かな海づくり推進協会 専務理事
	長岡 英典	(一社)大日本水産会 常務理事
	渥美 雅也	(一財)東京水産振興会 会長
	遠藤 進	(公社)日本水産資源保護協会 専務理事
	廣野 淳	(一社)マリノフォーラム21 代表理事会長
	森田 正博	(公社)全国漁港漁場協会 業務執行理事 常務理事
	本田 修	(一社)漁業情報サービスセンター 常務理事
	井澤 由貴	日本放送協会 メディア総局 展開センター チーフプロデューサー
	中興 龍也	全国内水面漁業協同組合連合会 専務理事
監事	岩山 裕史	全国漁業協同組合連合会 常任監事

## 第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第43回全国豊かな海づくり大会(以下「大会」という。)を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与(以下「委員等」という。)をもって構成する。

- 2 会長は、大分県知事を充てる。
- 3 副会長は、大分県漁業協同組合代表理事組合長、大分市長及び別府市長を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。
- 5 監事は、大分県会計管理者、大分市会計管理者及び別府市会計管理者を充てる。
- 6 顧問は、大分県議会議長、大分県議会農林水産委員会委員長、大分市議会議長及び別府市議会議長を充てる。
- 7 参与は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(委員等の職務)

- 第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
  - 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
  - 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
  - 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
  - 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

(委員等の任期)

- 第6条 委員等の任期は、実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

- 第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。
- 2 前項ただし書きの規程により報酬及び旅費を支給する場合には、大分県職員の例に準じて支給する。

### 第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の会議(以下「総会」という。)は会長が、必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。
- 3 総会は、委員等の2分の1が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員等は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、書面又は代理人をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席した委員等(代理人及び書面を含む。)の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第3項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第2項各号に掲げる事項について書面により委員等の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員等の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
  - (1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
  - (2) 災害の発生、感染症のまん延等により総会を招集することが困難と認められるとき。
- 7 会長は、必要に応じて総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。
- 8 前項の規定による委員等以外の者の報酬は、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例」(昭和31年10月5日大分県条例第74号)第3条第2項に規定する附属機関の委員の受ける報酬の額と同額を支給することができる。
- 9 第7項の規程による委員等以外の者の旅費は、大分県職員の例に準じて支給することができる。

(会長の専決処分)

- 第9条 会長は緊急を要するため前条第1項の規程による総会の招集及び前条第6項の規程による意見を徴する時間的余裕がないときは、前条第2項各号に掲げる事項を専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

### 第4章 幹事会

(幹事会)

- 第10条 実行委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事(以下「幹事等」という。)をもって構成する。
  - 3 幹事長は、大分県農林水産部長を充てる。
  - 4 副幹事長は、大分県漁業協同組合専務理事及び開催地市町村の水産関係部長を充てる。
  - 5 幹事は、会長が別に指名する者を充てる。

- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。  
7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。  
(2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 第6条及び第7条の規程は幹事等について、第8条第3項から第6項までの規程は幹事会について、それぞれ準用する。この場合において第6条第1項、第7条第1項から第2項及び第8条第3項から第6項までの規程中「委員等」とあるのは「幹事等」と、第8条第3項から第6項までの規程中「総会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 9 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

#### (幹事長及び副幹事長の職務)

- 第11条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。  
2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (専門部会)

- 第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置くことができる。
- (1) 総務・広報専門部会  
(2) 式典・放流行事専門部会  
(3) 宿泊・輸送・警備専門部会  
(4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会
- 2 専門部会は、幹事長が指名する部会員(以下「部会員」という。)をもって構成する。  
3 専門部会の部会長は、部会員の中から互選によって決定する。  
4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。  
5 専門部会の部会長は、専門部会で審議した結果について幹事会に報告する。  
6 第6条及び第7条の規程は、部会員について準用する。この場合において第6条第1項及び第7条第1項から第2項の規程中「委員等」とあるのは「部会員」と、読み替えるものとする。  
7 前各号に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

#### (部会長の職務)

- 第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。  
2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

## 第5章 事務局

#### (事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するために、大分県農林水産部内に事務局を置く。  
2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 経費及び会計

#### (経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (事業計画、予算及び決算)

- 第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

#### (会計)

- 第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日(初年度にあっては、実行委員会の設立の日)に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規程により解散したときは、この限りでない。  
2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、大分県の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

## 第7章 解散

#### (解散)

- 第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。  
2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、大分県に帰属するものとする。

## 第8章 補則

#### (事故の処理)

- 第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

#### (委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

この会則は、令和4年10月3日から施行する。

#### 附則

この会則は、令和5年6月27日から施行する。



[別表]第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会構成員

区分	組織名	職名	
会長	大分県	知事	
副会長	大分県漁業協同組合	代表理事組合長	
	大分市	市長	
	別府市	市長	
委員 (水産団体)	全国合同漁業共済組合大分県事務所	運営委員長	
	全国漁業信用基金協会大分県支所	所長	
	日本漁船保険組合大分県支所	運営委員長	
	全国共済水産業協同組合連合会 大分県事務所	所長	
	公益社団法人大分県漁業公社	理事長	
	一般社団法人大分県漁港漁場協会	会長	
	大分県魚市場連合会	会長	
	大分県水産養殖協議会	会長	
	大分県漁業協同組合青年部	部長	
	大分県漁業協同組合女性部	部長	
	大分県漁業士連絡協議会	会長	
	委員 (農林・環境団体)	大分県農業協同組合中央会	代表理事会長
		大分県森林組合連合会	代表理事会長
特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会		理事長	
	「美しき OITA」海と川・水への 利用促進協議会	会長	
委員 (各種関係団体)	大分県商工会議所連合会	会長	
	大分県商工会連合会	会長	
	大分県中小企業団体中央会	会長	
	大分県経営者協会	会長	
	大分経済同友会	代表幹事	
	公益社団法人ツーリズムおおいた	会長	
	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	
	大分航空ターミナル株式会社	代表取締役社長	
	九州旅客鉄道株式会社大分支社	支社長	
	一般社団法人大分県バス協会	会長	
	一般社団法人大分県タクシー協会	会長	
	一般社団法人大分県地域婦人団体 連合会	会長	
	大分県障害者社会参加推進協議会	会長	
	委員 (県関係機関)	大分県総務部	部長
		大分県生活環境部	部長
大分県商工観光労働部		部長	
大分県農林水産部		部長	
大分県教育委員会		教育長	
大分県東部振興局		局長	
大分県中部振興局		局長	
大分県南部振興局		局長	
大分県北部振興局		局長	

区分	組織名	職名
委員 (沿海市町村)	中津市	市長
	佐伯市	市長
	臼杵市	市長
	津久見市	市長
	豊後高田市	市長
	杵築市	市長
	宇佐市	市長
	国東市	市長
	姫島村	村長
	日出町	町長
	大分県市長会	会長
	大分県町村会	会長
	委員 (警備関係機関)	大分県警察本部
大分海上保安部		部長
監事	大分県	会計管理者
	大分市	会計管理者
	別府市	会計管理者
顧問	大分県議会	議長
	大分県議会農林水産委員会	委員長
	大分市議会	議長
	別府市議会	議長
参与	日本放送協会大分放送局	局長
	株式会社大分放送	代表取締役社長
	株式会社テレビ大分	代表取締役社長
	大分朝日放送株式会社	代表取締役社長
	株式会社エフエム大分	代表取締役社長
	大分ケーブルテレコム株式会社	代表取締役社長
	有限会社大分合同新聞社	代表取締役社長
	株式会社朝日新聞大分総局	総局長
	株式会社毎日新聞大分支局	支局長
	株式会社読売新聞大分支局	支局長
	株式会社西日本新聞大分支局	支局長
	株式会社日本経済新聞大分支局	支局長
	株式会社日刊工業新聞社東九州支局	支局長
	一般社団法人共同通信社大分支局	支局長
	株式会社時事通信社大分支局	支局長

## 第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会幹事会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則(以下「会則」という。)第10条第9項の規程により設置する幹事会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 幹事は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(幹事会)

第3条 幹事長は、必要に応じて会議に幹事以外の者(以下「幹事以外の者」という。)の出席を求めることができる。

(報酬及び旅費)

第4条 幹事以外の者の報酬は、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例」(昭和31年大分県条例第74号)第3条第1項に規定する附属機関の委員の受ける報酬の額と同額を支給することができる。

2 幹事以外の者へ支給する旅費は、大分県職員の例に準じて支給することができる。

附 則

この規程は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月13日から施行する。

別表(第2条関係)

区 分	組織名	役 職
幹事長	大分県農林水産部	部長
副幹事長	大分県漁業協同組合	専務理事
	大分市農林水産部	部長
幹事	別府市観光・産業部	部長
	大分県市町村合同事務局	事務局長
	公益社団法人大分県漁業公社	専務理事
	大分県商工会議所連合会	専務理事
	大分県商工会連合会	専務理事
	公益社団法人ツーリズムおおいた	専務理事
	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長
	一般社団法人大分県バス協会	専務理事
	大分海上保安部管理課	課長
	大分海上保安部警備救難課	課長
	大分県警察本部警備部警備運用課	課長
	大分県警察本部交通部交通規制課	課長
	大分県総務部	審議監
	大分県企画振興部	審議監
	大分県福祉保健部	審議監
	大分県生活環境部	審議監
	大分県商工観光労働部	審議監
	大分県農林水産部	審議監
	大分県土木建築部	審議監
	大分県教育委員会教育改革・企画課	課長
大分県東部振興局農山漁村振興部	部長	
大分県中部振興局農山漁村振興部	部長	
大分県南部振興局農山漁村振興部	部長	
大分県北部振興局農山漁村振興部	部長	



## 第43回全国豊かな海づくり大会大分県実施本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 第43回全国豊かな海づくり大会(以下「大会」という。)を円滑に運営するため、「第43回全国豊かな海づくり大会大分県実施本部(以下「実施本部」という。)」を設置する。

(組織及び所掌事務)

第2条 実施本部は、大分県職員及び開催市職員等をもって組織する。  
2 実施本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、その所掌事務は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(職の設置)

第3条 実施本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。  
2 本部長は大分県知事を、副本部長は大分県副知事、大分市長及び別府市長をもって充てる。  
3 本部員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。  
4 実施本部の運営責任者は、農林水産部審議監(水産担当)をもって充てる。  
5 実施本部には部長、班長、班員を置く。  
6 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する職以外の職を置くことができる。

(職 務)

第4条 本部長は、実施本部の事務全体を総理する。  
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、予め指定した副本部長が、その職務を代理する。

- 3 本部員は、本部長の命を受け、実施本部の運営に参画する。
- 4 運営責任者は、実施本部の事務を総括する。
- 5 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 班長は、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 班員は、担当事務を掌理し、事務に従事する。

(庶 務)

第5条 実施本部の庶務は、大分県農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室において処理する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年11月10日限り、その効力を失う。

別表第1(第2条関係) 所掌事務

組織名				業務内容
	部 名	班 名		
1	総括部	1-1	実施本部運営班	実施本部の総括、大会運営の進行管理 関係機関との連絡調整、報道機関対応、判定会議の運営 他部の事務に属さないこと
		1-2	総務班	県民対応等の窓口、荒天時対応の補助
2	特別接伴部	2-1	SVIP接伴班	SVIPとの連絡調整・受付・接伴
3	作品御覧・ 御懇談部	3-1	総務班	作品御覧・御懇談の総括管理、招待者の名簿管理
		3-2	入場管理班	作品御覧・御懇談招待者の受付・手荷物検査
		3-3	作品御覧運営班	絵画・習字作品御覧の運営進行管理
		3-4	御懇談運営班	御懇談の運営進行管理
		3-5	救護・防災班	救護及び防災対策、医療機関・消防等との連絡調整
4	式典行事部	4-1	総務・招待者管理班	式典行事の総括管理、招待者の名簿管理
		4-2	入場管理班	招待者の入場チェック等
		4-3	会場案内班	会場内の総合案内、招待者の会場内誘導
		4-4	式典行事運営班	式典行事の運営進行管理
		4-5	接遇班	SVIP等の接遇等
		4-6	放流魚御覧運営班	放流魚御覧の運営進行管理
		4-7	お手渡し魚管理班	お手渡し魚の管理
		4-8	おもてなし会場班	おもてなし会場の運営進行管理、招待者の接遇等
		4-9	救護班	救護及び医療機関・消防等との連絡調整
		4-10	会場警備班	会場及び周辺の警備、防災対策

5	海上歓迎・放流行事部	5-1	総務・招待者管理班	海上歓迎・放流行事の総括管理、招待者の名簿管理
		5-2	会場案内班	会場内の総合案内、招待者の会場内誘導
		5-3	海上歓迎行事運営班	海上歓迎行事の運営進行管理
		5-4	放流行事運営班	放流行事の運営進行管理
		5-5	接遇班	SVIP等の接遇等
		5-6	おもてなし会場班	おもてなし会場の運営進行管理、招待者の接遇等
		5-7	救護班	救護及び医療機関・消防等との連絡調整
		5-8	会場警備班	会場及び周辺の警備、防災対策
6	宿泊・輸送部	6-1	式典行事輸送班	式典会場の招待者に係る受付、駐車場、輸送、弁当提供等
		6-2	海上歓迎・放流行事輸送班	海上歓迎・放流会場の招待者に係る受付、駐車場、輸送、弁当提供等
7	関連行事部 (大分会場)	7-1	運営本部	会場内の総括管理
		7-2	総務・会場案内班	総合案内、救護所運営等
		7-3	ステージ班	ステージエリアの運営
		7-4	駅前北口班	大分駅前北口駅前広場の運営
		7-5	祝祭の広場班	祝祭の広場の運営
		7-6	つかみ取り班	魚のつかみ取りイベント運営
		7-7	連携企画班	近隣イベント「おおいたマルシェ」との連携企画の運営
		7-8	駐車場班	関係者等駐車場の管理運営
8	関連行事部 (佐伯会場)	8-1	同時放流班	同時放流に係る運営進行や放流魚の管理等
9	関連行事部 (中津会場)	9-1	映像中継管理班	会場内での式典行事等の映像中継に関する管理

## 別表第2(第3条関係) 本部長

大分県総務部長
大分県企画振興部長
大分県福祉保健部長
大分県生活環境部長
大分県商工観光労働部長
大分県農林水産部長
大分県土木建築部長
大分県会計管理局長
大分県議会事務局長
大分県教育委員会教育長
大分市副市長
別府市副市長



## 「第43回全国豊かな海づくり大会」会場運営管理要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、令和6年11月9日・10日開催の「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～」(以下「海づくり大会」という)の円滑な運営と秩序の保持を図るため、海づくり大会会場(以下「会場」という)における運営管理に係る必要な事項を定めるものとする。

(運営管理者)

第2条 会場の運営管理者(以下「管理者」という)は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会(以下「実行委員会」という)会長とする。

2 管理者の権限に属する業務の処理は、大会実施本部員の職員(以下「職員」という)が行う。

(適用範囲)

第3条 この要綱において適用する会場及びその区域は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 式典行事会場：iichiko総合文化センター iichiko グランシアタ及びその周辺のうち、管理者が指定する区域
- (2) 海上歓迎・放流行事会場：別府港第4埠頭及びその周辺のうち、管理者が指定する区域
- (3) 絵画・習字作品御覧及び御懇談会場となる施設及び管理者が指定する区域

(持ち込み禁止物件)

第4条 何人も、会場に次の各号に掲げる物件を持ち込んで서는ならない。該当物については、持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 凶器
- (2) 模造刀、玩具銃、護身用具、棒状の物(介護用具を除く)等凶器となり得る物
- (3) 毒物、劇物、爆発物、火薬類、油類、火気(ライターを含む)、薬品類(医薬品を除く)、工具類その他の危険物
- (4) カッターナイフ、ハサミ等の刃物類
- (5) 水筒、瓶類、缶類(スプレー缶を含む)及びペットボトル類
- (6) 旅行鞆、手提げ鞆等の荷物類
- (7) 傘類
- (8) 動物類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く)
- (9) 酒類
- (10) ワイヤレスマイク、ドローン、ラジコン機器(航空機、自動車、船舶等)等電波を送受信する機器、無線通信機器(携帯電話、スマートフォン等の携帯端末(以下「携帯電話等」という)を除く)
- (11) 拡声器、オーディオ機器、ポータブルゲーム機、楽器、サーチライト、レーザーポインター、反射鏡等、音又は光を発するもので、使用方法により他の入場者や海づくり大会の運営に迷惑となるおそれのある物
- (12) カメラ、ビデオカメラ、三脚等の撮影機器
- (13) 前各号に定めるもののほか、海づくり大会の円滑な運営と秩序の保持を妨げ、又は妨げるおそれのある物

(禁止行為)

第5条 何人も、会場及びその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 招待状又は来場者識別証を携行せずに会場内へ入場すること。
- (2) 許可を受けずに撮影を行うこと(携帯電話等に付属された機能を用いて撮影する場合を含む)。
- (3) 立入を制限し、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (4) ドローン等の飛行物体、ラジコン機器(航空機、自動車、船舶等)を侵入等させること。
- (5) 酒気を帯びて会場内へ入場すること。
- (6) 通行の妨害となる行為をすること。
- (7) 威嚇又は喧噪にわたる行為を行うこと。
- (8) 会場内の施設、工作物、器物、装置等を汚損、若しくは破損し、又はみだりに操作すること。
- (9) 関係者に面会を強要すること又は会場内に居座ること。
- (10) 所定の区域以外において火気を使用(喫煙を含む)又はゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (11) 所定の区域以外への車両若しくは船舶等の進入、駐車、停泊又は駐輪をすること。
- (12) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (13) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、海づくり大会の円滑な運営及び進行を妨害するような行為をすること。

(許可を要する行為)

第6条 会場及びその周辺において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 文書、図面、写真、図書その他の印刷物等を掲示し、頒布又は散布すること。
- (2) 掲示板、立看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード等を持ち込み、掲示、掲揚又は着用すること。
- (3) ガスその他これに類似する火気を使用すること。
- (4) 宣伝、勧誘、講演、集会、物品の販売又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
- (5) テント、小屋その他の工作物を設置すること。

2 管理者は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 何人も、会場において次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 安全確保のため、手荷物等の検査に応じるとともに、持ち込み禁止物件など携行できない物件は管理者に預けること。
- (2) 管理者が交付した来場者識別証を外部から視認できる

ように携行するとともに、破損、亡失等の場合は、速やかに職員に申し出て指示を受けること。

- (3) 招待状及び本人確認書類(運転免許証、パスポート、個人番号カード等)を携帯し、会場の警備を行う者が本人確認書類の提示を求めた場合にはこれに応じること。
- (4) 携帯品は管理者が交付した透明袋に入れて携行すること。
- (5) 職員の指示、案内、誘導等に従うこと。
- (6) 指定された場所において観覧すること。ただし、職員等が移動を指示した場合はこれに従うこと。
- (7) 携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (8) ゴミ処理方法の遵守及び清潔維持に努めること。
- (9) 各自が火災、盗難その他の事故防止に努めること。
- (10) 感染予防対策について、主催者又は管理者等から特別の要請を出す場合には、これに従うこと。

(質問等)

第8条 管理者が必要と認める場合は、来場者等に対して質問をし、本人確認書類の提示を求め、又は必要な事項を指示することができる。

(入場の制限)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会場への入場の拒否、行為の中止、会場からの退場、その者の負担による持ち物の撤去及びその他必要と認められる措置を命じ、又は管理者の許可なく侵入、放置等された物件に対し必要な措置を講じることができる。

- (1) 第4条の各号に掲げる禁止物件を持ち込んだ者若しくは持ち込もうとする者、又は当該物件
- (2) 第5条の各号に掲げる行為を行った者若しくは行うおそれのある者、又は当該物件
- (3) 許可なく第6条第1項の各号に掲げる行為を行った者若しくは行うおそれのある者、又は当該物件
- (4) 正当な理由なく、第7条の各号に掲げる事項を遵守しない者

(警備要請)

第10条 管理者は、大分県警察本部長及び第七管区海上保安本部長に対し、事前に警備要請を行うものとし、必要があると認める場合、職員は会場に配置されている警察官及び海上保安官に協力を求めることができる。

(告知)

第11条 管理者は、第4条から第9条までの内容について、会場に告知板を設置する方法等により、告知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会場の運営管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月27日から施行する。

- 2 この要綱の適用期間は、令和6年11月9日から同月10日までとする。



## 第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局運営規程

### 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則第14条第2項の規定に基づき、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 事務局

(設 置)

第2条 事務局は、大分県農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室内に置く。

(業 務)

第3条 事務局は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

(組 織)

第4条 事務局の組織は、別表第1のとおりとする。

(職 員)

第5条 事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 前項の職員は、別表第2に掲げる大分県職員をもって充てる。

3 事務局長は、第1項に定める職員のほか、特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員等を置くことができる。

(職 務)

第6条 事務局長は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、第5条第1項に掲げる職員（以下「事務局職員」という。）を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理するとともに、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

### 第3章 事務の決裁

(専 決)

第7条 事務局長、事務局次長は、別表第3に掲げる事項について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

(代 決)

第8条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 前項の規程にかかわらず、重要又は異例に属すると認められるものについては、代決することができない。ただし、事務局長があらかじめ処理の方針を示したものについては、この限りではない。

3 事務局次長は、第1項及び第2項の規定により代決した事項について、事後速やかに事務局長へ報告しなければならない。ただし、定例または軽易なものについては、この限りではない。

### 第4章 文 書

(文書の管理)

第9条 実行委員会の文書の管理については、別に定める。

### 第5章 公 印

(公 印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、寸法、ひな型及び書体は別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の管守者は、事務局長とする。

3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、大分県公印規程(昭和52年大分県訓令第6号)を準用する。

### 第6章 服務及び旅費

(服 務)

第11条 事務局職員にかかる服務については、大分県職員服務規程(昭和31年大分県訓令第11号)の例による。

(旅 費)

第12条 事務局職員が実行委員会の用務のために行う旅行に関する旅費の額及びその支給方法については、職員等の旅費に関する条例(昭和26年大分県条例第28号)の例による。

2 事務局職員以外の者へ、実行委員会業務のために旅行を依頼したときは、費用弁償として、実行委員会から旅費を支給することができる。

3 前項の規定による旅費の額は、大分県職員の例による。

### 第7章 財務及び会計

(財務及び会計)

第13条 実行委員会の財務及び会計については、別に定める。

### 第8章 補 則

(補 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

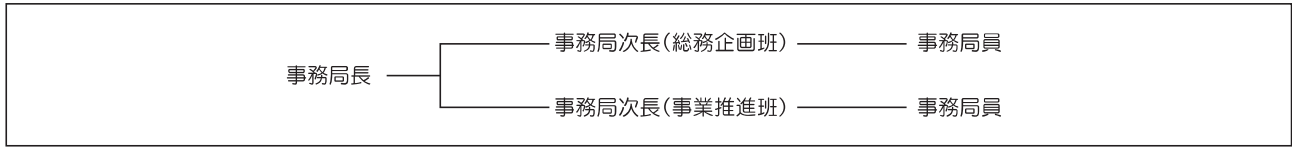
附 則

この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会設立の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)



別表第2 (第5条関係)

事務局職名	大分県職員としての職名
事務局長	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室室長
事務局次長	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室総務企画班総括 農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室事業推進班総括
事務局員	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室職員

別表第3 (第7条関係)

区分	専決事項
事務局長	1 実行委員会の収入及び支出に関すること 2 予備費の使用に関すること 3 諸規程の制定及び改廃に関すること 4 入札の執行に関すること 5 文書の管理に関すること 6 物品の管理に関すること 7 金銭の保管に関すること 8 重要な照会、依頼、回答、通知、報告、諮問、進達、副申、申請等に関すること 9 その他重要な事務に関すること
事務局次長	1 事務局長の専決事項のうち、簡易又は定例的な事項に関すること 2 その他重要な事務以外の事務に関すること

別表第4 (第10条関係)

名称	寸法	ひな型	書体
第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会会長印	方30		てん書体
第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会事務局局長印	方27		てん書体

## 事務局員名簿

職名	氏名	大分県職員としての所属・職名
事務局長	高田 淳史	全国豊かな海づくり大会推進室 室長
事務局次長	上田 修作	全国豊かな海づくり大会推進室 総務企画班 主幹(総括)
	安楽 康宏	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 室長補佐(総括)
事務局員	松田 康平	全国豊かな海づくり大会推進室 総務企画班 主査
	三代 和樹	全国豊かな海づくり大会推進室 総務企画班 主査
	合田 凜太郎	全国豊かな海づくり大会推進室 総務企画班 主任
	倉永 大暉	全国豊かな海づくり大会推進室 総務企画班 主事
	高倉 梅梨	全国豊かな海づくり大会推進室 総務企画班 主事
	北崎 寛崇	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 副主幹
	安部 洋平	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 主任
	矢野 祐志	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 主任
	甲斐 桑梓	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 主任
	西 陽平	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 技師
	後藤 直登	全国豊かな海づくり大会推進室 事業推進班 技師

## 謝 辞

大会の開催にあたり、本誌でご紹介できなかった団体等を含め、多くの皆様にご協力をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。



## 第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会

発行：令和7年3月

編集：第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局

(大分県農林水産部全国豊かな海づくり大会推進室内)

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

※掲載写真、掲載記事の無断転載及び複製を禁じます。







おおいた

おんせん県おおいた大会ロゴマーク

第43回全国豊かな海づくり大会  
大分県実行委員会